

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの
間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	投資（第一章）	一
(1)	定義	一
(2)	内国民待遇	一
(3)	最恵国待遇	一
(4)	一般的待遇	一
(5)	裁判所の裁判を受ける権利	一
(6)	特定措置の履行要求の禁止	二
(7)	適合しない措置	二
(8)	透明性	二
(9)	腐敗行為の防止に関する措置	二
(10)	投資家の入国、滞在及び居住	二
(11)	収用及び補償	二
(12)	争乱からの保護	三
(13)	代位	三
(14)	資金の移転	三

(15)	一般的例外及び安全保障のための例外	三
(16)	一時的なセーフガード措置	三
(17)	信用秩序の維持のための措置	三
(18)	知的財産権	四
(19)	租税に係る課税措置	四
(20)	健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準	四
(21)	利益の否認	四
2	紛争解決（第二章）	四
(1)	両締約国間の紛争の解決	四
(2)	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	四
(3)	文書の送達	五
3	合同委員会（第三章）	五
4	最終規定（第四章）	五
(1)	見出し	五
(2)	改正	五
(3)	最終規定	五
5	附属書	五
(1)	日本国の表	六
(2)	ジョージアの表	六
三	協定の実施のための国内措置	六

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十九年（二十十七年）六月に日本国とジョージアとの間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、同年九月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、令和三年（二十二十一年）一月二十九日にトビリシにおいて、我が方方在ジョージア今村大使と先方トルナヴァ経済・持続的発展大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十八箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 投資（第一章）

(1) 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「投資活動」等を定義している（第一条）。

(2) 内国民待遇

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している（第二条）。

(3) 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している（第三条）。

(4) 一般的待遇

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に従って、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えることを規定している（第四条）。

(5) 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の領域において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している（第五条）。

(6) 特定措置の履行要求の禁止

いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等を規定している（第六条）。

(7) 適合しない措置

第二条、第三条及び第六条の規定は、附属書Ⅰの締約国の表に記載する措置及び附属書Ⅱの締約国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して当該締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しないこと等を規定している（第七条）。

(8) 透明性

各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等を規定している（第八条）。

(9) 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している（第九条）。

(10) 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払うことを規定している（第十条）。

(11) 収用及び補償

いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならな

- いこと、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならぬこと等を規定している（第十一条）。
- (12) 争乱からの保護
- 一方の締約国は、武力紛争等により自国の領域にある投資財産に関連する損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること等を規定している（第十二条）。
- (13) 代位
- 保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している（第十三条）。
- (14) 資金の移転
- 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している（第十四条）。
- (15) 一般的例外及び安全保障のための例外
- この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公衆の道德の保護又は公の秩序の維持等のために必要な措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならないこと等を規定している（第十五条）。
- (16) 一時的なセーフガード措置
- いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合等には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができることを規定している（第十六条）。
- (17) 信用秩序の維持のための措置
- 締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられないこと等を規定している（第十七条）。

(18) 知的財産権

両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与えること等を規定している。また、この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第十八条）

(19) 租税に係る課税措置

この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している（第十九条）。

(20) 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している（第二十条）。

(21) 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の自然人又は企業によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している（第二十一条）。

2 紛争解決（第二章）

(1) 両締約国間の紛争の解決

この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交上の経路を通じた協議によっても満足な解決に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している（第二十二条）。

(2) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的

な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託されること等を規定している（第二十三条）。

(3) 文書の送達

この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している（第二十四条）。

3 合同委員会（第三章）

この協定の目的を達成するため、この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと等を任務とする合同委員会を設置すること等を規定している（第二十五条）。

4 最終規定（第四章）

(1) 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではないことを規定している（第二十六条）。

(2) 改正

この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができること等を規定している（第二十七条）。

(3) 最終規定

両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を相互に通告すること、この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずること等を規定している。また、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用すること等を規定している。さらに、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有すること等を規定している。（第二十八条）

5 附属書

第七条の規定に従い、第二条、第三条又は第六条の規定により課される義務に適合しない両締約国の措置について規定している

（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ）。その概要は、次のとおりである。

(1) 日本国の表

農林水産業等、金融業、熱供給業、情報通信業、製造業等、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、警備業、運輸業、上水道業及び航空宇宙産業の分野において、二十三の現行の措置に関する留保事項について規定している（附属書Ⅰ）。また、全ての分野において、五の将来の措置（公的企業等の持分等の移転又は処分に関する措置、電信サービス等の特定の活動に関する措置、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置、補助金に関する措置及び認識していたか、又は認識し得た産業以外の産業等への投資に関する措置）に関する留保事項について規定しているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に関する事項、社会事業サービス等、運輸業及び教育等の分野において、九の将来の措置に関する留保事項について規定している（附属書Ⅱ）。

(2) ジョージアの表

全ての分野において、一の現行の措置（農地所有に関する措置）に関する留保事項について規定しているほか、漁業、農業、金融サービス及び放送の分野において、五の現行の措置に関する留保事項について規定している（附属書Ⅰ）。また、全ての分野において、二の将来の措置（補助金等に関する措置及びサービス貿易に関する措置）に関する留保事項について規定しているほか、社会事業サービス等、建設等、観光及び電力等の分野において、四の将来の措置に関する留保事項について規定している（附属書Ⅱ）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。